

大分県報

令和三年
第一九一号
三月十九日

（金曜日）

別表第一を次のように改める。

目次

企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部改正……………一

告示

土地改良法による換地処分……………三

家畜検査の実施……………三

港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定……………三

都市計画事業の事業計画変更認可……………四

警察本部訓令

大分県警察における情報セキュリティに関する規程の一部改正……………四

公告

都市計画図書の縦覧（三件）……………四

○企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十九日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

大分県企業局管理規程第四号

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程（昭和六十一年大分県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

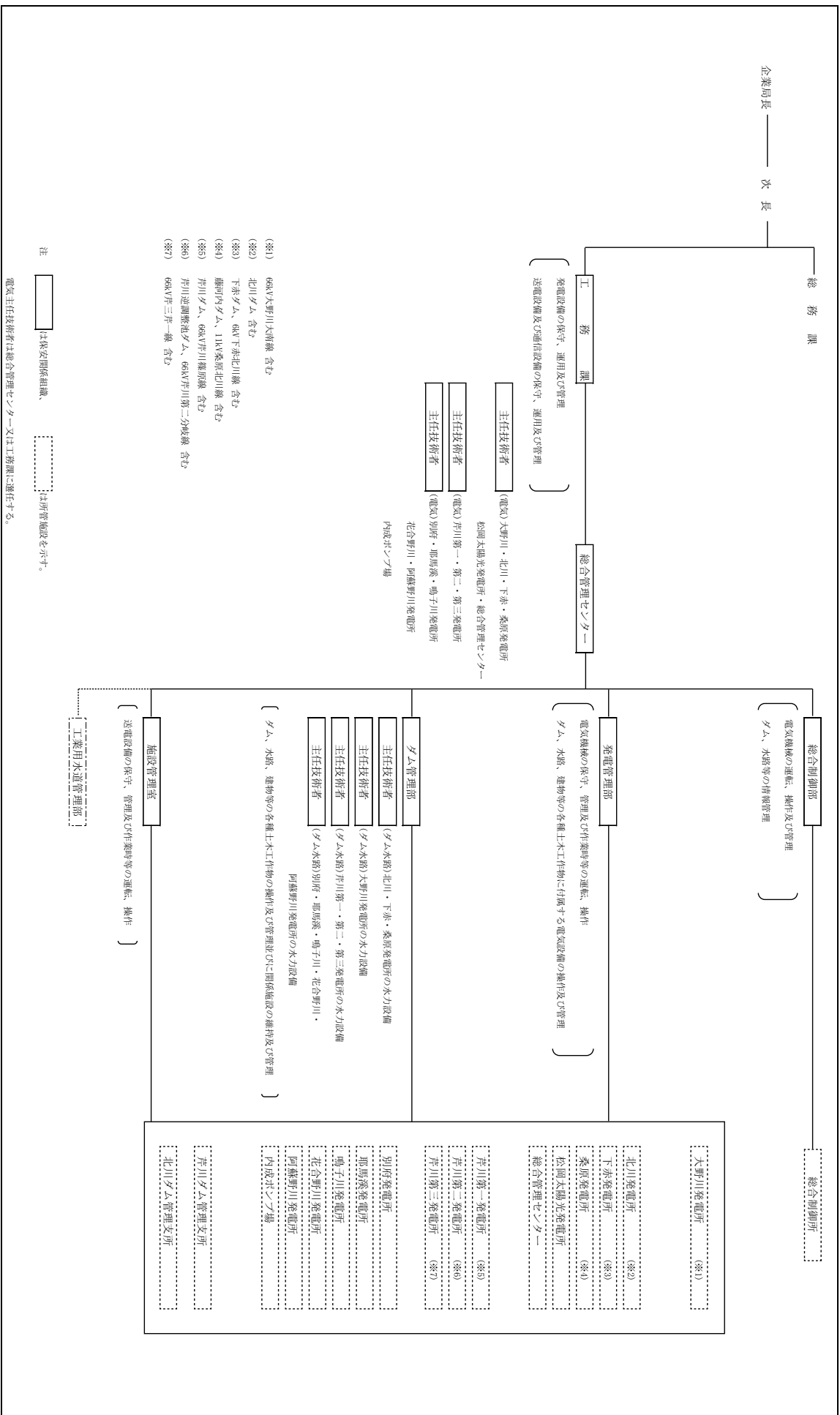
第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項の表中「阿蘇野川発電所」の下に「内成ポンプ場」を加える。

令和三年三月十九日

大分県報（企業局管理規程）

別表第1（第4条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注 は保安関係組織、 は所管施設を示す。

電気主任技術者は総合管理センター又は工務課に選任する。

附則
この規程は、公示の日から施行する。

○告 示

大分県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業小富士地区三工区の換地処分をした。
令和三年三月十九日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。
令和三年三月十九日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施の目的
家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ症、結核、ヨーネ病及び牛海綿状脳症の発生予防のため

二 検査の別、実施する区域、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施の期日並びに検査方法

検査の別	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ症検査	県下全域	家畜保健衛生所長が必要と認めたる牛	令三・四・一から令四・三・三一までの間において家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条の規定による方法

結核検査	〃	認めたる牛	〃
------	---	-------	---

ヨーネ病検査	〃	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びそのために県外から導入する雌牛並びに家畜保健衛生所長が必要と認めたる牛	〃
--------	---	---	---

牛海綿状脳症検査	〃	実施区域内で飼育されており、月齢が満九十六月以上で死亡した牛の死体、月齢が満四十八月以上で生前に歩行困難、起立不能等であった牛の死体及び月齢が零月以上で生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛の死体（地理的条件等により当該検査を行うことが困難である場合として農林水産省令で定める場合を除く。）	令三・四・一から令四・三・三一まで
----------	---	---	-------------------

大分県告示第百九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。
令和三年三月十九日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

港湾名	放置等禁止区域	放置等禁止物件
津久見港	港湾区域	船舶、はしご、浮桟橋、ブイ（浮標）
白杵港		
下ノ江港		

る。）

大分県告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年三月十九日

- | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|---|---|---|---|
| 一 施行者の名称 | 大分県知事 | 広 | 瀬 | 勝 | 貞 |
| 佐伯市 | | | | | |
| 二 都市計画事業の種類及び名称 | | | | | |
| 佐伯都市計画下水道事業 | | | | | |
| 佐伯市公共下水道事業 | | | | | |
| 三 事業施行期間 | | | | | |
| 変更前 | 昭和五十一年十月十二日から平成三十三年三月三十一日まで | | | | |
| 変更後 | 昭和五十一年十月十二日から令和七年三月三十一日まで | | | | |
| 四 事業地 | | | | | |
| 変更なし | | | | | |

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第5号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月19日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉
本則中「大分県警察情報システム」を「警察情報システム」に改める。
第2条第5号中「大分県警察が」を「警察庁が大分県警察に設置する情報システム及び大分県警察が」に改める。
第5条の見出し中「の基準」を削り、同条第2項中「の基準」を削り、「、前条の委員会

の審議を経て定めるものとする」を「別に定める」に改める。

第7条第3項中「事項は、」の次に「情報セキュリティ管理者が」を加える。
第8条中「警務部長」を「情報セキュリティ管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和三年三月25日から施行する。
（大分県警察における情報処理能力検定に関する規程の一部改正）
- 大分県警察における情報処理能力検定に関する規程（平成27年大分県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。
別表の初級の項中「大分県警察情報システム」を「警察情報システム」に改め、同表の中級の項中「警察における情報セキュリティ」に関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第2条第5号に規定する「及び」の運用並びに大分県警察情報システム」を削り、「大分県警察情報システム」を「警察情報システム」に改める。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

- | | | | | | |
|--|-------|---|---|---|---|
| 一 都市計画の種類及び名称 | 大分県知事 | 広 | 瀬 | 勝 | 貞 |
| 別府国際観光温泉文化都市建設計画地区計画 陽向ガーデン地区地区計画（別府市決定） | | | | | |

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称
別府国際観光温泉文化都市建設計画道路 三・五・二十四号 鶴見明礮線（別府市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和三年三月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

三重都市計画道路 三・四・五号 駅前線（豊後大野市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課